

公 募

宮川の河道内流木の採取申請者を公募します。
～河川法第25条を適用した公募型流木採取の試行～

1. 目的

宮川の河道内には台風21号出水により多くの流木が漂着しており、これら流木を放置すると伊勢湾へ流れ、漁業の妨げとなることや、堤防や護岸などの河川管理施設に損傷等を与える可能性があるなど、治水上の問題があります。さらに、河川巡視に支障を来したりゴミ等の不法投棄を招く等、維持管理や環境上の問題もあります。

このため、国土交通省三重河川国道事務所では、これらの対策として河道内へ漂着した流木の集積・搬出作業を行っております。

しかしながら集積した流木の処分には相当の費用を要することから、治水上等の問題を解消しつつ、コスト縮減と木材資源の有効活用を図るため、河道内の流木を採取することを希望する事業者（企業・団体）を公募し、河川法第25条の採取の許可による河道内の流木処理の取り組みを試行いたします。

2. 募集概要

(1) 応募から採取までの流れ

- ① 宮川の流木を採取することを希望する者は、「5. 応募方法」に従い応募書類を提出してください。
- ② 「4. 採取申請者の選定方法」により、応募書類を審査し、採取申請者を選定します。
- ③ 選定結果は応募者へ通知するとともに、三重河川国道事務所のホームページ(URLは別記)に掲載します。
- ④ 選定された採取申請者は、河道内の流木を採取するため、河川法第25条に基づく許可申請手続きを行っていただきます。許可申請手続きの方法については、選定通知後の打合せにて個別に説明します。
- ⑤ 河川法第25条の許可書を発行後、運搬作業等の着手が可能となります。

(2) 募集期間

平成30年3月 1日(木) ～ 平成30年3月15日(木)

※応募書類は郵送により平成30年3月15日必着

(3) 流木の採取場所

- ①宮川 右岸河川敷(河口からの距離3.2k付近・約134m³)

②五十鈴川 右岸資材置き場（河口からの距離2.2k付近・約30m³）

※以上の内1箇所あるいは複数箇所を選定できます。

※より詳細な場所については別添資料を参照してください。

（4）作業環境

①宮川 右岸河川敷（河口からの距離3.2k付近）

・進入路の幅員：3.0m

・仮置き場：有り

②五十鈴川 右岸資材置き場（河口からの距離2.2k付近）

・進入路の幅員：3.5m

・仮置き場：有り

※より詳細な場所については別添資料を参照してください。

（5）流木の採取期間（予定）

平成30年4月～平成30年5月

※土日祝日を除く平日の8時30分から17時00分

※期間については予定であり、後日変更となる場合があります。

集積した流木の採取のみの為2ヵ月

（6）流木の種類

樹種不明（別途現地写真参照）

（7）採取の条件

流木の採取を行う上での諸条件については以下のとおりです。採取作業における注意事項については必ず履行してください。

1. 採取申請者は採取場所（集積場所）で、運搬車両への積み込み、河川外（河川区域外）への搬出を実施してください。
2. 流木に付着した土砂・ゴミ等が採取場所（集積場所）で剥離した場合は河川管理者が「（8）関連工事」にて別途処分いたします。
3. 採取した流木の数量（m³又はt）を計測し、伝票等資料を添えた集計表、状況写真（着工前、施工中及び完了後）を完了時に提出してください。
4. 採取が完了したのち、現地において三重河川国道事務所職員による履行確認を行います。その際は採取申請者も立ち会うものとします。
5. 積み込み、運搬時等においては事故の発生、第三者災害の防止に努めてください。万が一事故等が発生した際は、三重河川国道河川事務所に速やかに報告するとともに全ての責任は採取申請者に負っていただきます。事故の内容によっては採取許可を取り消す場合もあります。
6. 採取した流木の搬出にあたり、採取場所①宮川 右岸河川敷（河口からの距離3.2k付近）については、伊勢市役所の管理する公園内のため、伊勢市役所に対して申出が必要となります。
7. 採取場所（集積場所）においては使用機材等の整理整頓、盗難防止に努めてください。

8. 今後の参考資料とするため、採取実施後にアンケートに回答してください。

(8) 関連工事

「平成29年度 宮川維持修繕工事」

※関連工事とは、国土交通省が発注している工事です。堆積塵芥の集積処理等を実施します。流木の採取においては工程等の調整が必要となります。

(9) 採取申請者の選定結果の通知

①採取申請者の選定結果は応募者に通知します。通知の時期は3月下旬を予定しています。

②選定結果については以下URLのホームページに掲載する予定です。

三重河川国道事務所HP：<http://www.cbr.mlit.go.jp/mie/index.html>

3. 公募に参加する者に必要な資格及び条件等

イ 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。

ロ 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年 勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。

ハ 公募期間中において、会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ニ 直近1年間の税を滞納している者でないこと。

ホ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

ヘ その他、三重河川国道事務所長が参加不相当と判断した者

4. 採取申請者の選定方法

応募書類の「【採取計画に関する事項】」について採取計画・実施工程の具体性、安全対策等を評価して、「2.（3）樹木の採取場所」1箇所につき1者を選定いたします。

選定を行うにあたり、必要な情報収集、履行の确实性の評価等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等を実施する場合があります。

審査の結果、複数の応募者間で明確な差がないと判断された場合には、該当する応募者の中から抽選により選定するものとします。

応募者が少数の場合で複数箇所を希望する者がいる場合は、同一の者が複数箇所について選定される場合もあります。

5. 応募方法

(1) 提出資料

河道内流木の採取を希望する者は、以下に記載する事項を示した応募書類及び作業計画書を作成し、以下の送付先へ郵送にて提出してください。

応募書類及び作業計画書の作成にあたっては、別紙「応募様式」「作業計画書様式（案）」又は任意様式にて必要事項を記載し、添付を要する資料等を同封してください。なお、記載内容及び添付資料に不備がありますと非選定となる場合がありますので、ご注意ください。

【基本事項】

1. 応募者の氏名（法人の場合は法人名及び代表者名）、住所、連絡担当者名及び連絡先（電話・FAX番号）

※住所及び連絡先は、応募書類の内容について確認する場合や、選定結果通知及び当選後の連絡にのみ使用する。

2. 流木採取希望場所

【採取計画に関する事項】

1. 採取の目的
2. 現地状況の確認
 - ・現地状況確認の有無
3. 採取に関する計画
 - ・作業予定期間
 - ・作業実施責任者氏名及び保有資格
 - ・運搬方法、運搬車両の走行ルート

※1～3は別紙「応募様式」、3は別紙「作業計画書（案）」を参照下さい。

- (2) 応募書類の送付先

〒514-8502 三重県津市広明町297

国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所
河川管理課 維持係 中村・落合宛

- (3) 応募書類の提出期限

平成30年3月15日（木）必着

6. 留意事項

- (1) 伐採流木の扱いについて

河道内流木を伐採して廃棄物として処理する場合は一般廃棄物として扱われることが多く、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。）」に基づく適正な対応が求められますが、今回の試行においては河道内流木を河川産出物として扱うため、流木の搬出にあたって、廃掃法の収集運搬許可や搬出先施設の廃棄物処理施設許可は要しません。

ただし、処理施設等へ搬出後不要となった流木等を産業廃棄物として処分する場合は廃掃法に基づき適正に対処してください。

(2) 流木の採取に係る費用について

採取作業に要する費用については、採取申請者として選定された者が負担するものとします。

(3) 河川法申請について

河川内流木の採取は河川法第25条の許可を要する行為であるため、選定された採取申請者は、河川法申請を行っていただきます。

なお、作業計画書(案)は、申請書類の一部として利用する予定をしています。

(4) 採取料について

河川法第32条の規定により、都道府県知事は同法第25条の許可を受けた者から河川産出物採取料を徴収することができますが、今回の河川内流木採取においては、採取料は発生しないことが三重県の河川管理担当課と確認されています。

(5) 次回の公募について

今回の公募は試行的な取り組みであり、今後継続的に実施出来るかどうか確定していません。ただし、今回の試行結果及び河道内流木の漂着状況等を勘案し、同様の取り組みを実施する場合があります。

7. 問い合わせ先

国土交通省 中部地方整備局 三重河川国道事務所 河川管理課 維持係

TEL:059-229-2217 FAX:059-229-2231

受付時間：平日の10時から17時まで

※問い合わせは電話・FAXにて受付いたします。FAXの場合は折り返しの連絡先(電話番号またはFAX番号)を必ず記載いただくようお願いいたします。

(参考) 関係法令

予算決算及び会計令

第70条（一般競争に参加させることができない者）

契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

第71条（一般競争に参加させないことができる者）

契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

河川法

第25条（土石等の採取の許可）

河川区域内の土地において土石（砂を含む。以下同じ。）を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

第32条（流水占用料等の徴収等）

都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録を受けた者から、流水占用料、土地占用料、土石採取料その他の河川産出物採取料を徴収することができる。

受取場所位置図

採取場所①



採取場所②



【別紙 応募様式】

平成 年 月 日

中部地方整備局
三重河川国道事務所長 殿

応募者
住所 〒
会社名等
氏名

印

平成30年 3月 1日付で公募された、河川敷地内の流木採取について応募します。

記

1. 流木採取希望場所

- ・宮川 右岸河川敷（河口からの距離3.2k付近）
- ・五十鈴川 右岸資材置き場（河口からの距離2.2k付近）

2. 流木の使用目的及び使途、流通先

3. 現地の確認状況

以下の項目で該当箇所にチェックを記載

- 現地確認済み
- 現地未確認

4. 応募者の連絡先

住所 :
連絡担当者 :
電話番号（携帯可） :
f a x :
メールアドレス :

5. 採取の期間

作業予定期間 : 月 日 ～ 月 日 (のうち 日間) を予定

6. 採取の方法

【別紙 伐採作業計画書 (案)】どおり

7. 参加資格の合致状況 ※該当する項目の□全てにレ点を記入願います。

過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。

公募期間中において、予算決算及び会計令 (昭和22年 勅令第165号) 第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。

公募期間中において、会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。

直近1年間の税を滞納している者ではない。

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

平成 年 月 日

三重河川国道事務所長 殿

伐採者 (住所)
(氏名)
(電話番号)

伐採作業計画書 (案)

次のとおり作業を実施します。

【作業予定期間】

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (のうち 日間)
(作業時間) : ~ :

【作業者】

作業実施責任者：(氏名)
(会社における役職)
(保有資格)

【種類】

採取を希望する河川産出物の種類： 流木

【採取の方法】 1~2については該当箇所にチェックを記載 3については添付

- 積込方法 積込用に重機を持ち込む
 車載式の運搬車両で積込を行う。
 その他の方法 ()
- 運搬方法 採取材は、軽トラックにより日々搬出する。
 採取材は、(t)トラックにより日々搬出する。
 その他の方法 ()

3. 運搬車両の走行ルート：添付

<遵守する事項>

【安全対策等】

(作業時服装)・作業時はヘルメット、防振手袋を着用し、作業に適した服装で行う。

(大雨・強風)・天気予報等を確認し、大雨注意報、強風注意報が発令された時は作業を中止する。

(資機材管理)・作業用器具は日々持ち帰り、現地に放置しない。

(隣接者調整)・他の作業車の支障とならないよう搬出通路上にはトラックは駐車しない。

(有事対応) ・ケガや事故発生時にはすぐに連絡できるよう携帯電話を携帯するとともに、家族と連絡が取れる体制を確保する。

・消防署、警察、病院、出張所の電話番号は携帯電話に登録しておく。

(申請者以外の現場作業者にも登録して貰う)

- ・ 事故（ケガを含む）発生時には出張所に必ず連絡する。

(法令遵守) ・ 採取材を運搬する際は、交通法規を遵守する。(差し枠、はみ出し禁止)

(坂路監理) ・ 通常時閉鎖されている坂路を利用する場合は、鍵を放置せず、解放した状態で作業を行わない。

(その他) ・ 夏場に作業する際は、熱中症対策として、こまめに水分、塩分、休憩を取り、無理して作業は行わない。

- ・ 健康状態が万全で無い場合は、無理して作業をしない。(二日酔いも含む)

作業箇所周辺には人がいるかを注意して作業を行い、常に清潔に保ち不慮の事故が起こらないようにする。

- ・ 選定された場合には、許可の条件に基づき作業を行う。

※上記以外に安全管理に関する事項があれば記載する。

※その他、伐採作業全体として特筆すべき事項があれば記載する。

以上

河川法第 25 条を適用した公募型流木採取 応募者アンケート調査表

所 属	
記入者氏名	

日頃より国土交通行政へのご協力を賜り、誠にありがとうございます。

国土交通省としましては、標記の案件につきまして、ご応募いただきました方々にアンケートをお願いし、今後の取り組みへの参考にしたいと思っておりますので、ご多忙の中お手数をおかけしますが、ご協力をよろしくお願い致します。

Q1. 公募型流木採取について、どのようにして知りましたか？

- ①三重河川国道事務所のホームページ
- ②広報誌
- ③三重県より紹介
- ④その他 ()

Q2. 利用目的についてお答えください。

- ①輸入木材等の代替えとして製品を製造（チップ化等以外）
- ②チップ化・ボード化等して原料として販売
- ③燃料として利用
- ④その他 ()

Q3. 従来品を使用した場合と比較して

- ①良い（理由） ()
- ②悪い（理由） ()

Q4. 採取材として希望する長さ、幹の太さ等がありますか？

（自由記入）

Q5. 竹の公募があった場合、応募しますか？

- ①はい
- ②いいえ

Q6. 今後も公募（運搬のみ）があれば、応募されますか。

- ①はい
- ②いいえ
- ③公募の要件による

Q7. 上記Q6, で②又は③と回答された方にお聞きします。

応募しない理由をお聞かせ下さい。

また、どういった公募の要件であれば応募されますか。(自由記入)

(例) 時期が悪い。

コストがかかりすぎる。

応募手続きが分かりづらい、面倒・・・等

○その他、ご意見・ご要望がありましたら、ご自由にお書き下さい。

アンケートへの御協力ありがとうございました。

本アンケートに記載の内容につきましては、国土交通省及び関係都道府県（三重県）の担当者が業務上参考とする以外の目的には利用しません。